

保育料や一時預かりの利用料等への助成

子育て家庭を経済的に支援するため、県と市町村が協力し、出生順位や年齢、利用する施設を問わず、全国トップレベルの内容で保育料の助成を行っています。

また、平成30年度からは、一時預かりの利用料等への助成も実施します。

助成内容

その1 すこやか子育て支援事業（保育料助成）

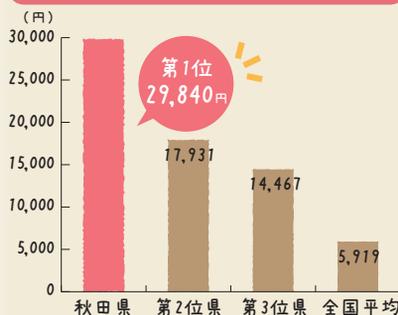
- ①対象年齢 0歳～就学前まで
- ②出生順位 第1子から
- ③対象施設 認可保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等
- ④所得制限 幼稚園 世帯年収約680万円まで
保育所 世帯年収約640万円まで
- ⑤助成率
 - ・市町村民税所得割課税額に応じ、1/2又は1/4
 - ・ひとり親家庭は一律1/2
 - 平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の保育料を**全額助成**
 - ＊平成30年4月2日以降に生まれた第2子以降の保育料を**全額助成**
 - ＊平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の保育料を半額助成（世帯年収約640万円から930万円まで）
 - 【＊は、平成30年度から新たに実施】

※独自に上乗せして助成を行っている市町村もあります。申請手続きや詳しい内容については、市町村の窓口にご確認ください。

Check

秋田県が保育料助成にかけている子ども1人当たりの県予算額（平成29年度）は、約3万円で全国第1位となっています（2位の県との差は1万円以上!）。

子ども一人当たりの保育料の助成額



※全国平均は保育料助成を実施している31都道府県の平均額

※平成29年度当初予算額の比較

その2 子育てファミリー支援事業

平成30年4月2日以降に第3子以降の子が生まれた世帯（施設利用者及び在宅育児者）に対し、就学前の子を対象とした一時預かり等の利用料を助成します。（所得制限なし）

- ①助成内容 1世帯あたり15,000円（年上限額）
- ②対象サービス お住まいの市町村で実施している一時預かり、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターなど

※助成の対象となるサービスや詳しい手続きについては、お住まいの市町村ごとに異なりますので、市町村窓口におたずねの上ご利用ください。

